

令和7年度 栃木地方労働審議会  
第1回 栃木県電気機械器具製造業最低工賃専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和8年2月4日（水） 9時00分～ 10時18分					
出席状況	公益 代表委員	出席3人	家内労働者 代表委員	出席3人	委託者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部会長及び部会長代理選出</li> <li>2 栃木県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程について</li> <li>3 事務局提出資料説明</li> <li>4 関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取について</li> <li>5 金額審議</li> <li>6 答申文（案）について</li> <li>7 答申（地労審令第6条第7項を運用）</li> <li>8 専門部会報告書（案）について</li> <li>9 その他</li> </ol>					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部会長及び部会長代理選出 部会長及び部会長代理を選出し、全会一致で議決。 栃木地方労働審議会運営規程第10条により、部会長が栃木地方労働審議会委員であることから、当専門部会の議決は栃木地方労働審議会の議決となることを確認。</li> <li>2 栃木県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程について 栃木県電気機械器具最低工賃専門部会運営規定（案）要旨について説明、議決。 本運営規程第5条及び6条を適用し、審議・議事録の一部「非公開」が議決されたことにより、同第6条3項に基づき議事要旨の作成、公開を確認。</li> <li>3 事務局提出資料明 資料の説明。 他、家内労働法13条要約、「最低工賃は、同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して定めなければならない」とされていることを説明。</li> <li>4 関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取について</li> </ol>						

家内労働法第 11 条 1 項の規定により、11 月 26 日付けにて関係家内労働者及び関係委託者からの意見聴取について公示、12 月 9 日の期限までに意見書の提出がなかったことを報告。

## 5 金額審議について

### (1) 最低工賃の金額改定について

現在の最低工賃として定める「品目、工程、規格、金額」のうち、「金額」についてのみの調査審議を栃木地方労働審議会より付託されていることを確認。

### (2) 家内労働者代表委員の見解及び主張

#### ア 審議に臨むにあたっての基本的な考え方

家内労働法第 13 条のとおり、同一地域、類似業務従事者との均衡を基本スタンスとして審議に臨みたい。

前回審議後 2 年間が経過しての地域別最低賃金 11.95%、特定最低賃金 9.62%の引上げによる改定状況を鑑みて臨むが、単なる改定率のみでなく、家内労働者の生活の安定を考慮し、生活状況下における物価上昇の反映を主張した上で臨みたい。

#### イ 1 回目提示額

地賃、特賃の 2 年間の上昇率がそれぞれ 11.95%、9.62%である実態から、10%以上の引上げが必要と判断する他、宇都宮市の食料品の物価が 6%を超える上昇率であり、これの 2 年分として 12%、生活改善に向けた上乘せとして 13.7%、7 銭の引上げで、58 銭を提示。

#### ウ 2 回目提示額

昨年、地賃の上昇率は特賃を上回っている状況であり、家内労働者の生活向上を図る観点から考慮いただきたいとして歩み寄り、57 銭を提示。

### (3) 委託者代表委員の見解及び主張

#### ア 審議に臨むにあたっての基本的な考え方

前回工賃改正からの物価、エネルギー価格の上昇等から、工賃引上げは必要であると考え、最低賃金の状況等を踏まえ、建設的な議論に臨みたい。

#### イ 1 回目提示額

令和 5 年から 7 年の特賃 9.62%と同様の引上げ率として、5 銭引上げた 56 銭を提示。

#### ウ 2 回目提示額

地域別最低賃金の令和 5 年から 7 年と同様の引上げ率 11.95%として、6 銭（千未満四捨五入）引上げた 57 銭を提示。

### (4) 結審状況について

家内労働者代表委員、委託者代表委員ともに「6 銭引上げた 1 ピンにつき 57 銭、改正発効予定日を令和 8 年 4 月 20 日）」にて合意、全会一致により結審。

## 6 答申文（案）について

原案どおり議決。

## 7 答申（地労審令第 6 条第 7 項を運用）

栃木労働局長あて答申。

- 8 専門部会報告書（案）について  
原案どおり議決。